

## 提出意見とこれに対する県の考え方

### 【条例制定の基本的な考え方に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	全国的にSNSなど、インターネットを利用した誹謗中傷や憶測により犯罪の被害者が傷ついたり、日常生活に支障をきたし困っている人もいるので、犯罪被害者に寄り添った支援が行われるように、しっかりとした条例を作ってほしい。	犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減等を図るため、犯罪被害者等に寄り添った途切れのない支援を行うことのできる条例となるよう、検討してまいります。
2	防府市では犯罪被害者等支援条例を制定しているが、県の条例制定を契機として、全市町で犯罪被害者の支援に関する条例が制定され、県内のどの市町においても同じような支援が受けられるようになるとうい。	県では、市町との連携を更に強化するため、第5条「市町との連携」を規定することとしており、条例制定を機に、社会全体で犯罪被害者等を支える地域社会づくりに取り組んでまいります。

### 【条例の第1章「総則」に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
《目的について》		
3	いきなり「犯罪被害者等支援団体の役割を明らかにする」とあるが、これが定義の「犯罪被害者等早期支援団体」を示すのであれば、役割ではなく、責務ではないか。	県条例に用いる言葉のうち、「責務」は「〇〇に努めること」を意味する一方、「役割」は、「〇〇に努めることにより、〇〇に積極的な役割を果たすこと」を意味しており、「責務」よりも一歩踏み込んだ意味合いを持つ用語です。 民間犯罪被害者等支援団体は、犯罪被害者等支援施策を推進する上で、大きな役割を担っていることから、「責務」ではなく、「役割」としたものです。
4	目的の中に「犯罪被害者等」という言葉が全くでていないのはなぜか。基本理念に「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等」とあるので省かれているのか。目的だけを読むと全体的に犯罪被害者等支援をすることの拡充が目的のように感じた。犯罪被害者等支援を広げ、支援内容を充実させることは必要だが、それを誰のためにするのかを明記することも重要ではないか。	「犯罪被害者等への直接支援」や「犯罪被害者等を支える地域社会づくり」などを通じて、「県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現」が図られることから、条例に明記する目的としては、素案では、最終的な目的である「県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現」としていたところ です。 しかしながら、御意見を踏まえ、本条例により支援を行う対象を明確にするため、目的に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図る」を付け加え、県民によりわかりやすい表現に変更することとします。
5	犯罪被害者等の支援は、「被害者等への直接支援」と「被害者等を支える地域社会づくり」の両面が求められ、これにより誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことができるので、「もって、犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減を図り、犯罪被害者等を社会全体で支えることにより」を支援の目的に明記していただきたい。	なお、犯罪被害者等への支援には、御意見のありました「犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減」、「犯罪被害者等を支える地域社会づくり」のほか、「更なる犯罪等による被害の防止」や「二次的被害の防止」なども例示として挙げられることから、これらの支援を行うことを包括的に表現する言葉として、犯罪被害者等基本法の目的にも明記されている「権利利益の保護」を使用しました。
6	「県民が安心して」は、山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第12条の規定に基づき、県、市町及び関係団体等が連携して、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会を実現することを目的と被るので、犯罪被害者等の被害回復や軽減に向けた取組、推進や、被害者等を支える地域社会	

	などの言葉を目的にも明記されている方が、わかりやすいと思う。	
<b>《定義について》</b>		
7	二次的被害の要因は、配慮の不足だけでなく、「思い込み」や「偏見」、「無理解」からくる言動もあるので、定義の中にそれらの言葉を加えていただきたい。	二次的被害には、様々な手段や要因があることは承知しておりますが、個別具体的な例示については、時代の流れや様々なサービスの向上等で変化していくことが想定されるため、端的に表現することが通例となっておりますので、本条は原案のままとし、御意見のありました例示については、広報啓発等の機会を通じて、適時適切に、広く県民の皆様への周知を図ってまいります。
8	SNSを通じての誹謗中傷もある。	
9	犯罪被害者等早期援助団体と明記は何か意図があるのか。関係機関等や民間支援団体でもよいのではないか。	定義は、内容を具体的かつ適切に表しているものでなければならないことから、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に規定がある犯罪被害者等早期援助団体を明記したものですので、原案のままとさせていただきます。
10	民間の団体には各種の団体があるが、犯罪被害者支援を主たる目的に適切な活動をしている団体を定義の対象としていただきたい。	「その他の団体」とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に規定がある犯罪被害者等早期援助団体などのように、犯罪被害者等支援を主たる目的として活動する団体を想定しています。
<b>《基本理念について》</b>		
11	犯罪被害者等支援の内容によっては、その支援により二次的被害が生じる可能性があるため、「支援を行うにあたっては、当該犯罪被害者等の支援により二次的被害を生じることがないように十分配慮する。」ということに記載していただきたい。	犯罪被害者等支援に従事する者が二次的被害を与えないように配慮することは重要と考えており、そうした配慮も含めて「適切に行われなければならない」と規定したものですので、本条は原案のままとし、御意見については、今後とも施策を推進していく上で十分に配慮してまいります。
12	犯罪被害者等支援は、県域、国域を越えて情報提供等の連携が必要になる場合等が考えられるので、連携先に「国」を加えてはどうか。	県内において、犯罪被害者等支援を推進する上で、まずは県、市町、民間犯罪被害者等支援団体が主体的に連携を図ることが不可欠であることから、それらを明記しているところであり、必要に応じて国や他の都道府県を含めた「その他の関係者」とも連携を図ってまいりますので、本条は原案のままとさせていただきます。
13	必要な支援を途切れることなく、提供もしくは行ってもらえることが必要である。	御意見のとおり、しっかりと取り組んでまいります。
14	連携と協力を図りながら推進ではなく、行っていただきたい。	
<b>《県の責務、市町との連携について》</b>		
15	しっかりと責務を務めると力強く思った。	県の責務として、基本理念にのっとり、しっかりと取り組んでまいります。
16	県には、市町の支援施策が推進されるよう、情報提供や助言などの市町への支援も行っていただきたい。	犯罪被害者等支援を効果的に推進するためには、県民にとって最も身近な行政窓口である市町と連携を図ることが重要と考えておりますので、御意見については、市町との連携に努める上で、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
17	相互に連携、協力をして支援体制を構築していただきたい。	

《事業者の責務について》		
18	事業者には、犯罪被害者等が裁判等の法的な手続きに適切に参加できるよう、必要な配慮（有給休暇の取得等）をしてほしい。	本条は、犯罪被害者等支援を図る上で重要な特別休暇や就労等の就業規則を含む「労働環境の整備」を事業者の責務として規定したのですが、個別具体的な例示については、時代の流れや様々なサービスの向上等で変化していくことが想定されるため、端的に表現することが通例となっておりますので、本条は原案のままとし、御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
19	労働環境の整備と明記よりも、具体的に「被害者等の被害回復及び軽減に特別休暇（厚生労働省特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度）、就労、勤務体制」などとするとわかりやすいと思われる。	
《民間犯罪被害者等支援団体の役割について》		
20	支援団体の役割は十分認識している方々ばかりなので、「犯罪被害者等支援を行うよう努め、犯罪被害者等支援の推進、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施設に協力し行う」でよいのではないかと思う。	民間犯罪被害者等支援団体は、政策課題の推進の一端を担ってもらうという大きな役割を有していることから、原案どおり条例に明記させていただきます。

**【条例の第2章「犯罪被害者等支援に関する基本的施策」に関するもの】**

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
《推進計画について》		
21	県民の意見の県民とは。	県民とは全ての山口県民をいい、推進計画の案を作成しようとする時などは、広く県民の皆様からの御意見を反映することができるよう、パブリック・コメントなど、適切な措置を講じてまいります。
22	推進計画を遅滞なく公表、変更について（軽微な変更も是非）準用していただきたい。	推進計画を変更する時も、広く県民の皆様からの御意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるとともに、遅滞なく、公表させていただきます。
《相談及び情報の提供等について》		
23	条文に、県は、「犯罪被害者等の支援のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、相談に応じること」や、「関係機関等への働きかけ、支援の調整等を行い、支援に精通する者を紹介する」等の必要な施策の内容等について明記していただきたい。	<p>犯罪被害者等の支援のための相談への対応や関係機関等への働きかけを行うことは重要と認識しており、既に県及び全ての市町に相談窓口を設置して対応しているほか、県においては、毎年度、市町の相談窓口の担当者を対象とした研修会も開催しているところです。</p> <p>一方で、本条は、基本的施策を端的に表現して規定したものであり、個別具体的な例示については、時代の流れや様々なサービスの向上等により変化していくことが想定されることから条文には明記せず、原案のままとさせていただきますが、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
24	犯罪被害者等支援に精通している者を紹介とはどんな方（犯罪被害者支援連絡協議会の団体の方々のか）。	犯罪被害者等支援に精通している者とは、犯罪被害者等の様々なニーズに対して専門的知識等を有する弁護士や医師、公認心理師等を想定しています。
《経済的負担の軽減について》		
25	第11条「経済的負担の軽減」の項で、負担の軽	本条は、基本的施策を端的に表現して規定したも

	減を図るための情報提供及び助言等とあるが、一旦犯罪被害を受けた場合には、仕事を失ったり、病院での治療が必要であったり、二次被害として引っ越しを止むなくされたりと、金銭的ダメージが襲いかかって来ると思う。経済的（金銭的）支援の情報提供だけでなく、金銭的支援そのもの（給付金）等を支払う制度も不可欠だと思う。	のであり、個別具体的な例示については、時代の流れや様々なサービスの向上等により変化していくことが想定されることから条文には明記せず、原案のままとさせていただきますが、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
《心身に受けた影響からの回復について》		
26	被害者となった子供が教育を受ける権利を失うことがないように、「学校における支援」も明記していただきたい。	本条は、基本的施策を端的に表現して規定したものであり、個別具体的な例示については、時代の流れや様々なサービスの向上等により変化していくことが想定されることから明記せず、原案のままとさせていただきますが、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
《安全の確保について》		
27	安全の確保については、更なる被害の前に「二次的被害」についても明記していただきたい。	本条は、犯罪被害者等に対する加害者からの更なる犯罪等による被害を防止し、安全の確保を最優先した支援を行うことを規定することとしておりますので、御意見については、今後の施策を推進する中での参考とさせていただきます。
《居住の安定について》		
28	居住の安定については、「二次的被害」及び「更なる犯罪等による被害」についても対象に加えていただきたい。 また、県営住宅入居への配慮や一時的な居住の提供についても支援していただきたい。	二次的被害や更なる犯罪等による被害の防止を目的とした居住の安定を図ることは重要と認識しており、既に県営住宅への優先入居にも取り組んでいるところです。 一方で、本条は、基本的施策を端的に表現して規定したものであり、個別具体的な例示については、時代の流れや様々なサービスの向上等により変化していくことが想定されることから明記せず、原文のままとさせていただきますが、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
29	県営住宅等の入居における特別配慮、宅建協会等民間企業との連携と協力も必要。	
《雇用の安定について》		
30	雇用の安定のためには、事業主の理解を得ることが重要である。「支援の必要について事業主の理解を深めるための必要な施策を講ずる」を明記してはどうか。	第7条「事業者の責務」において、「事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深めるよう努める」と規定することとしておりますので、原案のままとさせていただきます。
《犯罪被害理解促進期間について》		
31	県民の理解を増進するためには、年間を通しての啓発等活動が必要である。さらに期間を設けての重点的な事業実施も有効だと考えている。第16条は「県民の理解の増進」とし、以下のように内容を変更してはどうか。 ①県は、犯罪被害者等の支援の必要性等について県民の理解を深め、二次的被害の防止を図るための広報啓発、教育の充実等の施策を講ずる。	広報啓発活動は、年間を通じて取り組むべき重要な施策と考えており、日頃から、各種広報媒体を活用した広報啓発活動に努めているところです。 その上で、 ○ 「犯罪被害理解促進期間」は、本県独自の広報啓発期間であること。 ○ 期間を明記して、関係機関との連携の下で集中的に広報啓発活動を行うことで、将来にわた

	<p>②県民の間に広く犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援に関する理解を深めるとともに、二次的被害の防止に関する意識を高めるため、犯罪被害理解促進期間を設け、犯罪被害理解促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施する。</p>	<p>り、県民の理解促進に高い効果が期待できること。</p> <p>○ 期間名を条項の表題として明記することで、犯罪被害者等支援の必要性を県民に強く印象付けることができること。</p> <p>などから、条項の表題を期間名とし、同期間に特化した条文としたものです。</p> <p>本条については原案のままとさせていただきますが、年間を通しての広報啓発活動の必要性や重要性は理解しておりますので、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
32	<p>現状、事業を一つの団体に常に実施されており、犯罪被害理解促進を感じず。</p>	<p>御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
<p>《民間犯罪被害者等支援団体への支援について》</p>		
33	<p>民間犯罪被害者等支援団体に、県が情報提供や助言等を行う目的として、「適切かつ効果的に被害者支援を推進することができるよう」という内容を明記してはどうか。</p>	<p>本条は、基本的施策を端的に表現して規定したものであり、個別具体的な例示については、時代の流れや様々なサービスの向上等により変化していくことが想定されることから明記せず、原文のままとさせていただきますが、御意見については、今後の施策を推進する中での参考とさせていただきます。</p>
34	<p>基本法では（連携協力第7条）犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は…（民間の団体に対する援助第22条）国及び地方公共団体は…と明記されているが、現状、県は民間犯罪被害者等支援団体の活動を早期支援団体のみとの認識のようだが、定義だと、今後は他の民間団体も支援されとの認識でよいか。</p>	<p>定義のとおり、本条の「民間犯罪被害者等支援団体」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う団体をいうと規定しておりますので、これらの団体に対し、犯罪被害者等支援に関する必要な情報の提供及び助言等必要な施策を講じてまいります。</p>
<p>《人材の育成について》</p>		
35	<p>相談機関の職員等が、犯罪被害者等に与える二次被害の防止等に関する研修の実施。</p>	<p>犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講じてまいります。</p>
<p>《推進体制の整備について》</p>		
36	<p>支援体制に「国」を加え、以下のように整えてはどうか。</p> <p>県は、国、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための総合的な支援体制を整備する。</p>	<p>県内において、犯罪被害者等支援を推進する上で、まずは県、市町、民間犯罪被害者等支援団体が主体的に連携を図ることが不可欠であることから、それらを明記したものであり、必要に応じて国とも連携を図ってまいりますので、本条は原案のままさせていただきます。</p>
<p>《財政上の措置について》</p>		
37	<p>早期支援団体への財政上の措置と思われる。</p>	<p>本条は、犯罪被害者等支援全般に関する施策を推進するため、県として必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定するものです。</p>

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
38	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施(1/3時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していないと感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
39	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。</p>	
40	<p>前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願います。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
41	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
42	<p>同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
43	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
44	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
45	<p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」関係部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。</p>	
46	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願う。</p>	
47	<p>前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示困難。改め</p>	

	て期限延長を求める。	
48	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があると記憶している。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。	
49	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した／記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月23日の中国新聞／12月24日の山口新聞「山口県広報」）により広報に努めました。
50	今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下4・5段広告）に掲載案件・未掲載案件（別途小広告掲載）に分かれたと認識している。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願う。	
51	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願う。	
52	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント／県民意見募集についてや、パブリック・コメント／県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。	
53	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	意見提出者は5名、意見は55件寄せられたことから、広報については一定の効果があったと考えています。
54	パブリック・コメント／県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2・3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。	県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。

### 【その他】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
55	資料未確認だが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。	条例（素案）については、学識経験者や法律・医療関係機関、民間犯罪被害者等支援団体等で構成する「山口県犯罪被害者等支援に関する検討会」において、委員の皆様から直接御意見をお聞きしたうえで策定しております。